

第 3 章 服 務

つがる西北五広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例

平成 1 1 年 4 月 1 日
条 例 第 7 号
改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日
条 例 第 5 号
改正 平成 2 4 年 3 月 2 7 日
条 例 第 8 号
改正 令和 2 年 3 月 2 6 日
条 例 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 1 条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関して必要な事項を定めるものとする。

(職員のサービスの宣誓)

第 2 条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において宣誓書（別記様式）に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(平成 1 7 条例 5 ・平成 2 4 条例 8 ・一部改正)

2 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(令和 2 条例 ・一部改正)

(権限の委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定める。

(平成 2 4 条例 8 ・追加)

附 則

この条例は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年条例第 5 号)

この条例は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。

附 則 (平成 2 4 年条例第 8 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町又は公立金木病院組合の職員であった者で、施行日において引き続きこの条例の適用を受けることとなった職員については、第 2 条に規定するサービスの宣誓が行われたものとみなす。

附 則 (令和 2 年条例第 2 号)

この条例は、令和 2 年 3 月 2 6 日から施行する。

別記様式（第2条関係）

宣誓書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 ⑩